

**【用語】** 沼田領土出村—利根郡片品村 会津領檜枝岐村—福島県檜枝岐村 不分明—はつきりと区別がつかないこと 和談—和睦の相談 日光領栗山—栃木県栗山村 墨引—国境を墨で区切ること 印形—印、印判 向後—今後、以後

**【解説】** 江戸幕府は、慶長・正保・元禄・天保の四期に国別絵図を作成した。作成目的は、幕府権力の全国的な浸透とその強化を図り、あわせて個別領主間の不明確な所領範囲を確定し、国郡の境界を明確にすることにあつたと思われる。上野国内では元禄・天保期のほか、寛文期にも国絵図が作成されたことが知られている。

この文書は、元禄国絵図の作成に先立ち元禄十一年（一六九八）六月、利根郡土出村と陸奥国会津領檜枝岐村との間で国境を確認した際の山絵図裏書の写である。従来、両国の国境は尾瀬沼中央であつたが、尾瀬沼と赤安山の間が不分明であつたことから、両村があらためて境目を取り決めたのである。この結果、両村で絵図面に墨引きして所持し、依田五兵衛（会津領）と竹村惣左衛門（沼田領）の両代官へも提出した。

この尾瀬沼周辺の境界については正保三年（一六四六）三月、越後国と会津領との間で国境裁許絵図が取り交わされている。なお、上野国では元禄十五年（一七〇二）十二月、前橋藩主酒井忠挙（ただなか）が幕府の命令をうけ、国絵図を作成した（県立文書館蔵、高野清氏寄託）。これには尾瀬沼から大滝川までの中央を国境とし、さらに大江山（陸奥国では赤安山）嶺通りが国境として記されている。